

気象警報発表時の対応について

令和元年7月22日改定
岐阜県立土岐紅陵高等学校

対応の大原則 『気象警報発表時には、自宅待機・学校待機など、安全確保を最優先した対応をとる』

そのために、以下の2つを最優先した行動をとること。

- (1) 自分自身で、その時の状況に応じた最も適切な判断をする。
- (2) 危険箇所には近づかない。

また、適切な判断をするために、平常時より次のことを確認しておくこと。

- (1) 自分の通学経路の危険箇所
- (2) 緊急時における家族との連絡方法

【気象警報】 暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報等すべての警報

【警報発表地域】 土岐市及び、各自の居住地域、通学経路地域

【警報の発表情報の収集手段】

- (1) 各自が、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等から得る。
- (2) 居住する自治体の防災無線や広報車等から得る。

【1】登校前に警報が発表された場合

土岐市及び、各自の居住地域、通学経路地域すべての警報の解除があるまで自宅で待機する。

【2】登校途中に警報が発表された場合【どんな場合も必ず学校に連絡する】

- (1) 帰宅と登校で安全な行動を選択する。
- (2) 状況によっては公共施設への避難など安全な行動をとる。

【3】登校後に警報が発表された場合【帰宅後は必ず学校に連絡する】

- (1) 学校の指示があるまで校内で待機する。
- (2) 学校の指示により帰宅。または保護者の迎えを待つ。

【4】土岐市の警報が解除された場合

- (1) 午前6時30分までに警報が解除 → 平常授業
- (2) 午前11時以前に警報が解除 → 2時間後から授業開始
 - ① 学校からのメールを必ず確認する。
(メールを受信できない人は、ホームページや電話で確認する)
 - ② バスや電車の運行状況、通学経路の安全性等を確認したうえで登校する。
 - ③ バスや電車が止まった場合や危険が大きいと考えられる場合は、自宅で待機する。
この場合、必ず学校に連絡する。
- (3) 午前11時以降に警報が解除 → 当日の授業は中止
- (4) 上記(1)(2)において、各自の居住地域及び通学経路地域の警報が解除されない場合
→ 自宅で待機し、警報が解除されしだい通学経路の安全性等を確認したうえで登校する。

【5】警報が発表されていない場合、危険が大きいと判断される場合【必ず学校に連絡する】

- (1) 警報が発表されていない場合、登校中に気象警報が発表されることが予想され、登校に危険があると判断される場合には、自宅待機し、その旨を学校に連絡すること。
登校途中に同様な判断をした場合は、【2】に従うこと。
- (2) 警報が発表されていない場合、危険が大きいと判断される場合には、授業の開始時刻を遅らせたり、中止したりする場合がある。その場合は、学校連絡メール等により連絡するので、メールに注意すること。